

(別紙)「竹富町猫飼養条例改正(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

No.	取りまとめ、整理後のご意見	見解、対応方針等
1	波照間島において猫飼育コントロールが適正にできていない世帯は限られており、それらの世帯に法令についての指導や適切なアプローチをするべき。また畑小屋などの集落外の建物に猫を飼っている農家は複数いるのでそういった農家にも個別にアプローチすべき。全体の場合に来てもらおうと思っても、条例があって自分がその対象になっていることさえ知らない島民も多いので個別アプローチは必須。	現行条例においても、猫を条例に違反していると認められる者に対する勧告、命令及び過料に関する規定が存在するほか、条例の目的達成に必要な範囲で立入調査及び質問を行うことも可能であることから、条例改正の有無に関わらず、これらの規定を適切に運用してまいります。 また、改正後の条例内容に関する周知は重要な事項と考えておりますので、いただいたご意見も踏まえつつ、周知広報に努めてまいります。
	現在、給餌されず野猫状態になっている(飼い主も餌やり主もない猫)もかなり多くいる。外猫、畑猫、野猫含め全てがキシノウエトカゲや野鳥などの野生動物を食べる可能性がある。飼養登録を適正に行っても、野猫はその対象外のため、把握することも減らすための対処もできない。野猫の数や状態の適正な現状把握調査などを行うべき。現状が分からないと条例改正しても、実際に減ったのかどうかの数を知ることできないと思うので、専門家の意見を聞いた上で調査などを行なってほしい。また調査スタッフには島民を入れることで、より自分たちの島の問題として取り組む意識が上がると思う。	本条例は、第1条において、「愛玩動物である猫の適正な飼養及び保管に関する事項を定めること」としております。 いずれにせよ、ご指摘のあった猫による生態系の被害への対策については重要なものと考えており、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
	以前のように動物病院スタッフや獣医師を定期的に派遣して避妊手術をすることは、飼い猫においても野猫においても一番効果があると思うので継続して欲しい。	本条例改正案においては、飼い主に対し、飼い猫に生殖を不能にする手術を受けさせること等により飼育頭数を一定数以下に抑制することについて、努力義務を課すこととしていきます。このため、原則として、避妊去勢手術の実施は飼い主責任によるべきものと考えています。 このことも踏まえつつ、猫の福祉の増進、猫による生活環境及び自然環境の保全上の支障の防止等の観点から、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。